

ご意見等の要旨	市の見解
<p>1 条例案の（目的）について（第1条関係）</p> <p>「活力ある地域経済の再生」が、どのような姿のものであるのか、それが市民生活にとって何をもたらすものであるかが明確にされていないため、その「解釈」「受け取り方」が定まらず、「目的」とされるものが曖昧である。以下のことを本条に記した「理念条例」として制定されたい。</p> <p>①条例の目的は、究極的には“市民生活の向上、市民生活を豊かにすること”であることを条文の上に記すこと。</p> <p>②そのために、地域経済と市内中小企業の振興を図ることを直接の目的とした条例であることを条文に明確に定めること。</p> <p>③市内中小企業の位置づけを明確に記し、だからこそ、その振興が重要課題であり、市民生活の向上になくしてはならないことを、はっきりと条文中に述べること。</p> <p>④条例に前文を設け、その中で三木市の地場産業や経済発展の歴史にもふれて、条例の趣旨や背景も明らかにし、どのように中小企業を振興しようとするのかを含めて、理念を明確に記すこと。</p>	<p>1 市としては、長引く景気低迷に対応するため、本条例を緊急的な中小企業対策を定めるものとしておりました。</p> <p>しかしながら、ご意見のとおり、市内産業の99%以上を占めている中小企業の振興は、地域経済の活性化に直結しており、期限を切ってしまうものではないと考えますので、期限や短期の目標を定めず、地域経済と中小企業振興のための条例とし、目的（第1条）、基本方針（第3条）を次のとおりとします。これにより、この条例の理念・趣旨を条文化することから、前文は設けないこととします。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、中小企業が地域の発展に欠かせないものであることを踏まえ、本市における中小企業の振興に関する基本的事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、地域経済の活性化及び雇用の促進を図り、もって豊かで質の高い市民生活を実現することを目的とする。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第3条 中小企業の振興は、中小企業者の独自の創意</p>

	<p>工夫と自主的な努力を尊重しつつ、本市の歴史、金物産業が集積するという産業構造の特性を活かすとともに、国、兵庫県その他の機関（以下「国等」という。）との連携を図り、その協力を得ながら、中小企業者、大企業者、経済団体等、市民及び市が一体となって施策を推進するものとする。</p>
<p>2 「失効期限」および「目標」について（附則 2、第 3 条 関係）</p> <p>①「失効期限」（附則 2）を定めた“時限立法”としたり、条文中に期限を切った「目標」を掲げ（第 3 条）たりせず、中小企業と地域経済の振興をはかり、もって市民生活を豊かにする、向上発展に資する、という目的をもつものにふさわしい恒久的な基本条例とされたい。</p> <p>「中小企業振興施策を推進」し、「地域経済の循環を促進」しようとするのであれば、それにふさわしい中長期的なビジョンをもち、それを具体化する計画を立て、具体的な推進体制をつくり、その中で期間目標も持ちながら、責任を持って常に検証・追求を行なってゆく、というような推進体制が必要なはずである。そして、そのような推進体制を持つためにも、理念と基本的目標を明確にし、市と中小企業、大企業、市民、および関係者などの役割と責任を明確にした上で、行政、中小企業、市民、関係者・有識者などからなる具体的審議推進を行なう「振興会議」のような機関を設けることを条例案に位置づけることが必要で</p>	<p>2 1 のとおり、条例の期限及び目標は削除し、中小企業振興の基本条例とします。また、施策について、市長の諮問に応じ審議答申し、又は市長に対して建議するため、三木市中小企業振興審議会の設置を条文化します。</p> <p>（中小企業振興審議会）</p> <p>第 10 条 中小企業の振興に関する施策について、市長の諮問に応じ審議答申し、又は市長に対して建議するため、三木市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員は、学識経験者、市民、事業者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>5 審議会に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。</p>

<p>はないか。以上の理由から以下のことを提案する。</p> <p>ア 附則 2 は、全部削除すること。</p> <p>イ 第 3 条（目標）は、全文を改め「基本方針」とし、中小企業振興、地域経済振興に係る基本方針・基本的方向（大きな方向を示すビジョンなど）を簡素に記すものとする。</p> <p>条例案第 1 条中の「中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力のもと、国、兵庫県、その他の機関との連携を図りながら」などの文言は、この基本的方向性にかかわる事柄だと考えるので、本条に移し、第 1 条（目的）はあくまでも、中小企業の位置づけと、その振興を図るという条例の直接の目的、もって市民生活の向上発展を図るという究極的目標を簡素かつ明瞭に示すべきだと考える。</p> <p>ウ 第 1 0 条を第 1 1 条とし、新たに第 1 0 条を設け、第 1 条の目的と第 3 条の基本的方針の達成および第 4 条の施策の実施についての審議を行なう「振興会議」を設置し、市民と中小企業、大企業、関係者等の協力共同のもとで実現に取り組む、などとする。</p> <p>②市内総生産 5 % の増加目標や第 4 条の掲げる施策を別（推進プログラム等）にし、この条例は期限を切らず有効なものとし、地域循環型経済社会を三木市でつくることを提案する。</p>	<p>6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>3 施策内容について（第 4 条関係） 実施する施策については、はじめから特定の事業名称を</p>	<p>3 中小企業振興の基本条例とするため、具体的な事業はアクションプランで定めることとし、第 4 条を</p>

列挙して「限定的」なものとしてしまわずに、施策の内容とするものを簡素に示す文言を記すようにして、実際の「事業」等は「振興会議」などで審議した上で具体化を図るようにされたい。その中では特に、伝統・地場産業である金物産業を明確に位置づけ、施策の大きな柱の1つとすべきと考える。中小企業を振興するという条例の目的にふさわしいものとしていただくこと（大企業を対象とした「補助金事業」等はこの条例案の趣旨とは異なるものだと考える）、また「その他、中小企業の振興に必要な施策」などの項目を設け、情勢や必要に応じた柔軟な対応も可能なものとされたい。以上の理由から以下のことを提案する。

①第4条（施策）は、「前条の目標」を「この条例の目的」に改め、「前条の基本的方針にもとづき」等の文言を挿入（第3条の「目標」を「基本方針」とし、中小企業振興、地域経済振興に係る基本方針・基本的方向（大きな方向を示すビジョンなど）を簡素に記すものとする）のように改めることを前提として）すること。

②第4条（施策）の中に列挙された個々の「事業」（ア、イ、ウ…の項目）は全部削除し、施策の内容。((1)、(2)、(3)…の項目)に「伝統・地場産業の支援・振興のための施策」「次世代の担い手づくりのための施策」「青年・女性による事業・起業を支援する施策」などを追加挿入するとともに、「その他、中小企業振興に必要な施策」等とい

次のとおりとします。

（施策）

第4条 市は、前条の基本方針に基づき、実施計画を定め、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 経営の革新及び経営基盤の強化並びに創業を促進するための施策
- (2) 新たな産業を創出するための施策
- (3) 技術力、経営力の高度化を促進するための施策
- (4) 市内経済の循環を促進するための施策
- (5) 社会経済情勢の変化への適応を円滑化するための施策
- (6) 情報収集及び発信を促進するための施策
- (7) 雇用の安定及び人材を育成するための施策

<p>う項目を加えること。</p> <p>③とりわけ、「企業誘致促進事業」は、条例案の目的や趣旨からもふさわしくないので、条例案には盛り込まず、「市内経済の循環を促進」「雇用の安定及び人材を育成」するための施策等、ここに示された施策は、市民・中小企業本位の事業として具体化されるべきであることが明瞭となるように、第3条（基本的方針）に市民・中小企業本位のものとして中小企業振興を行なうことを明記すること。</p> <p>④「住宅リフォーム支援事業」については、別途、規則（または条例）を定め、予算措置を行ない、ぜひ実施していただくこと。</p>	
<p>4 市の責務について</p> <p>市については、「努力義務」ではなく、明確に責務・責任を定めなければ、条例案に定められた事柄の確実な施行・実行が必ずしも担保されない。また、地域循環型経済という観点からも、市の行なう公共事業等に当たっては、特に市内中小企業の受注機会拡大に努めることを明記されたい。すなわち、以下のことを提案する。</p> <p>①第5条（1）の文言の末尾を「に努めること」から「を行なうこと」に改めること。</p> <p>②第5条に（3）を追加し、「市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、市内中小企業の受注機会の拡大に努めるものとする」等とすること。</p>	<p>4</p> <p>① この条例は中小企業振興のため基本条例であることから、原案が適当であると考えます。</p> <p>② 市では、市内中小企業の受注機会の拡大策をすでに実施しているところであり、この条例で定める必要はないものと考えます。</p>
<p>5 大企業者の「努力」について</p>	<p>5 原案第7条で定められているものと考えます。</p>

大企業に「認識」や「連携」、「貢献」への努力を求めるだけでなく、この条例に基づいて市が実施する中小企業振興施策そのものに対しても積極的に協力すべきであることを明記されたい。

大企業が、地域社会に果たすべき役割と社会的責任を真に自覚し、とりわけその労働者および取引関係先中小企業・下請企業などに対し、関係法令を遵守し、正規雇用を増やし、地域内再投資など地域経済への積極的貢献を行なうことが、地域経済と中小企業の振興・発展にとっても、極めて重要である。以上の理由から以下のことを提案する。

①第7条の末尾文言を「に努めるものとする」から「に努め、市が実施する中小企業振興策に積極的に協力するよう努めるものとする」等に改めること。

②第7条に第2項を追加し、「大企業者は、地域経済に対する役割と責任を自覚し、市内において生産、製造、加工等される製品、商品、並びに市内において供給される役務の積極的利用に努めるなど、地域内再投資、地域循環型経済への貢献を行なうよう努めること」等とすること。

③第7条に第3項を追加し、「大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、法令を遵守し、市民生活の向上発展、働き暮らしやすい地域経済社会の実現に貢献するよう努めるとともに、自然環境、生活環境との調和に十分配慮するものとする」等とすること。

<p>6 その他の意見</p> <p>①ぜひ、市内中小業者の悉皆（しっかい）実態調査を行なっていただきたい。</p> <p>三木市は三木金物をはじめ、中小製造業者が数多く存在する“中小企業のまち”である。ぜひその実態を、市職員自らの手で調査していただきたい。</p> <p>②条例を定め、本気で中小企業を振興しようというのであれば、施策・事業の抜本的拡充だけでなく、市の体制そのものも抜本的に拡充する必要があります。ぜひ商工予算の大幅増額拡充を願う。</p>	<p>6 この条例に関するご意見ではないため、お答えいたしかねます。</p>
<p>7 第1条 「中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力のもと・・・中小企業施策を戦略的に推進」とあるが、創意工夫・自主的努力の具体化への支援があることが前提であり、これへの対策も明記されるべきである。また、地域金融機関は中小企業振興に果たす役割が大きく、地域金融機関も一体で取り組むごとを明記すべきである。</p>	<p>7 第1条については1のとおりです。また、地域金融機関は大企業者に含まれています。</p>
<p>8 第2条 前述のとおり地域金融機関を加えるべきである。</p>	<p>8 7のとおりです。</p>
<p>9 第3条 平成29年度における市内総生産を平成24年度比較で5%増加させることが目標とされている。しかし、これは中小企業の振興によらなくても達成されうる目標であり、中小企業振興による地域経済再生・景気回復を証明できる指標とはなりえない。中小企業の規模別産業別で実態調査をするなど、市独自でより具体的に統計を取る</p>	<p>9 第3条については、削除することといたしました。また、市内総生産については、既存の統計上の数値を用いることが市民の皆様にとってわかりやすいと考えます。</p>

べきである。	
<p>1 0 第4条 目的別で施策が挙げられているが、事業の内容やおおまかな予算配分は最低でも記されるべきである。新産業育成事業などは漠然としすぎている。また、企業誘致に関しては県内でも近年失敗例が相次いでいることから、慎重な検証なくして案に組み入れることには反対である。さらに、第1条の目的を踏まえれば、事業別に市民・中小企業参画の対策協議会を設けるなど、事業の推進状況を確認し、対策を協議する場を設けることは明記されるべきである。</p>	<p>1 0 3のとおりです。</p>
<p>1 1 第5条(1)「財政上の措置に努めること」⇒「財政上の措置を講じること」 (2)「施策の充実及び改善を」⇒「中小企業施策の充実及び改善を」にすべきである。</p>	<p>1 1 4のとおりです。</p>
<p>1 2 第7条 第6条の要件を満たすためには大企業が地域中小企業支援の役割を發揮しなければ成り立たず、公正な取引ルールの遵守や、公共事業に関しても下請取引先に地元企業を優先する制度等、大企業が中小企業振興に責任を持てる制度づくりを行うことが記されるべきである。</p>	<p>1 2 5のとおりです。</p>
<p>1 3 附則 地域経済振興は恒久化すべきであり、期間の限定は一時的な措置にしかならず、すべきではない。</p>	<p>1 3 1のとおりです。</p>